時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の附録あり其代價は左の如し

時事新報定價(府外郵送には此他更に郵便税を要す)

一部 貳錢五厘 ○一箇月 前金五拾錢 ○三箇月 前金壹圓四拾五錢 ○六箇月 前金貳圓八拾五錢 ○一箇年 前金五圓六拾錢 ○月曜日休刊(其他大祭祝日年始年末一兩日休刊せず)

前金 一日受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一 日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津 一箇月 金拾三錢

二 南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀 一箇月 金六拾錢

三 北米合衆國、布哇、加奈陀、布哇諸嶋 一箇月 金三拾錢

四 香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲 一箇月 金六拾五錢

五 [illegible] 一箇月 金三拾五錢

時事新報廣告料(前金)

行數 活字は四號	一日出し	七日以上
一行	十三錢	十一錢

廣告料定價 時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども或大人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後新聞事業を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき旨に付廣告依頼者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を補充するより各社同一の記事を掲ぐるを免れず或は時事新報社は社員並に通信員の多きを以て新聞の社に通信を依頼せずと雖も新聞社往々此事を知らずして通信員へ寄稿すれば本社にも其寄稿は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け寄送あらんことを請ふ

時事新報社に送りたる投書の原稿は凡て寄稿者に還戻せず又本社に保存せず

時事新報

東洋の平和

日本が支那に對して開戰の決心を促したるは東洋の平和を永遠に維持するが爲めにして遂に朝鮮を獨立國たらしめたる次、[illegible]東洋の平和を[illegible]日本は終始平和を目的として[illegible]

[illegible]

官報

○勅令

[illegible]

○告示

[illegible]

[illegible]

雜報

○京廣間旅行中目撃之事

左に掲ぐるは[illegible]

[illegible]